

743 法学会主催懸賞刑法討論会及び入選者

〔『法学新報』第33卷3（375）号 大正12年3月3日〕

○法学会主催懸賞刑法討論会及入選者 法学会主催の刑法懸賞討論会は旧蠟十二月十日（日曜）午後一時より中央大学第十号講堂に於て開催せり。時刻に先ち既に聴衆堂に溢れ真に立錫の余地なし。法学博士泉二新熊氏の審判席に着席さるるや委員に依りて開会の辞は陳べられ課題『他人名義の電報を發し電信為替の送付を受け郵便局より其の金額を受領せる者の処分』に付き各大学より選ばれたる論士は学説に判例に何れも該博なる研究を披瀝し滔々論難討議を交へたり。終つて法学^{（土）}草野約一郎氏の本問に關する有益なる講演及び泉二博士の概括的講評あり。拍子裏に閉会せり。時將に五時尚ほ關係者一同晚餐を共にし。茲に全く終る尚ほ当日入選の榮を贏ち得たる諸君は一等中央大学鄭恒恭、二等明治大学山下房藏、同中央大学橋高邦香、三等早稲田大学太田金次郎、同明治大学居森義治、同中央大学原俊太郎の諸君なり。き今左に当日の鄭君の論旨概要を叙述せん。

論者は先づ断定を下して曰く「連続の文書偽造行使に依る

詐欺罪の牽連犯として刑法第五十四条後段適用の結果左の区別に従ひ処断すべきものとす(一)電報の作成名義(打電者としての名義)か公務所又は公務員にして其の電報か之等の者の職務上発すべきものなるときは刑法第一百五十五条第一項に依り(二)電報の作成名義が一人なるときは刑法第二百四十六条第一項に依て処分すべきものなり」と断じ更に本問を便宜上、下の如く仮定具体化して解説せり即ち「甲者か乙者名義にて送金旨趣の電報を丙者に対し発し丙者は此の電報に基きて乙者宛の電信為替を送附したるに之を待合せたる甲者が其電信為替の証書を受けて郵便局より為替金を取立受領したる場合の処分如何」と、又転じて本論に進んでは之を(一)電報送達^の法律關係並に其の送達に依る欺罔行為の性質(二)被欺罔者丙(即受信者たる電信為替差出人)と郵便局との法律關係(三)電信為替証書の送達に関する法律關係(四)電信為替の証券的性質(五)電信為替金取立行為の法律關係(六)為替金受領に付て受取人乙者名義の証書受取欄偽造行使は有価証券の虚偽記入と目すへきや又は受取人名義の文書偽造行使と見るへきやの六段に分ち各項目に涉り詳細なる説明を与へ之に幾多の学説、判例を援て論及し終に「本問の法律關係を案するに電報の偽造行使と為替証書受取欄偽造行使とは縦令文書の名義人が同一なりと雖數回の連続偽造行使は單純の犯罪に非ず刑法第五十五条に依る連続行為を以て終局的に為替金を領得したるものなり依て冒頭の如く連続の文書偽

造行使に依る詐欺罪の牽連犯なりとし刑法第五十四条後段を適用して電報の文書の種類^の区別に従ひ擬律処分すべきものとす」と論結せり、浩瀚三十頁に及ふもの泉二博士の講評に「議論の形式^(複)復雑に失する憾なきに非ず且つ電信法との關係を説述する事尽さる所ありと雖も大体より觀察すれば研究上の参考に資すへき一大雄編たるを失せず」と宜へなる哉